

勧 誘 方 針

兵庫県農業共済組合は、農業保険法に基づき農業者が不慮の事故に因って受けることのある損失を補填して農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的として各種の共済事業を実施しております。

これら事業の推進に当たっては、「金融商品の販売等に関する法律」に基づいて、次の勧誘方針を定め、適切な事業推進に努めてまいります。

- 1 農業保険法、金融商品の販売などに関する法律及びその他法令等を遵守し、適切な事業推進を行います。
- 2 加入者の皆さまの意向を考慮のうえ、適切な勧誘と情報の提供を行います。
- 3 加入者の皆さまに共済事業の仕組みやリスクの内容など重要な事項を十分に理解していただくように努めます。
- 4 万が一共済事故が発生した場合には、迅速かつ的確な損害評価及び共済金の支払いを行います。
- 5 加入者の皆さまに対し、より適切な加入推進が行えるよう、役職員等の研修の充実に努めます。

令和2年4月1日

神戸市中央区下山手通4丁目15-3

兵庫県農業共済組合